安全保障輸出管理について

平成29年 6月27日 名 古 屋 工 業 大 学 産学官連携センター

目的と手段

<目的>

我が国を含む国際的な平和及び安全の維持

<手段>

武器や軍事転用可能な貨物や技術が、我が国の安全等を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐための輸出等※の管理



※「輸出等」とは、貨物の輸出及び技術の提供をいう。

国際協調下での枠組み

- 先進国がもっている高度な貨物や技術が、大量破壊兵器等※1を開発等※2してい る国などに渡った場合、国際的な脅威となり、情勢の不安定化が増大。
- 通常兵器の過剰な蓄積も同様。それらの脅威を未然に防ぐために、<u>先進国を中心</u> とした枠組みを作って安全保障貿易管理を推進。

軍事転用可能な 高度な貨物や技術



大量破壊兵器等の開発等を 行っている国、テロリスト等

先 進 国

先進国を中心とした枠組みにより管理



国際的脅威



国際情勢の 不安定

軍事転用可能な 高度な貨物や技術

輸出管理が厳格に 実施されていない国

国際輸出管理レジームの概要

国際的枠組 大量破壊兵器関連 -条約 核兵器関連 ミサイル関連 生物 • 化学兵器関連 そのものを規制核兵器、生物・: **CWC** NPT **BWC** 核兵器 生物兵器 化学兵器 不拡散 禁止条約 禁止条約 条約 Nuclear Biological Chemical Non-Weapons Weapons proliferation Convention Convention Treaty •70年発効 •75年発効 •97年発効 190カ国締約 173カ国締約 190カ国締約

国内の 枠 組

外国為替及び 外国貿易法

- •輸出貿易管理令 (貨物)
- 外国為替令 (技術)

国際 輸出管理 レジーム

用品の輸売に用いて 制出を管理 いられる技術やS にそれらの開発 を兵器等及び通

NSG

原子力 供給国 グループ

Nuclear Suppliers Group

- •78年発足
- •48力国参加

AG

オーストラリア グループ

Australia Group

- •85年発足
- •41力国参加

MTCR

ミサイル技術 管理レジーム

Missile Technology Control Regime

- •87年発足
- •34力国参加

WA

通常兵器

通常兵器関連

アレンジメント

The Wassenaar Arrangement

- •96年発足
- 41カ国参加

防衛装備 移転三原則

<u>(1)制度の概要</u>

•	<u>///文・・/// // // // // // // // // // // // /</u>			政	↑・省 令	
外国为	(物)			リスト規制	大量破壊兵器 キャッチオール規制 (平成14年4月導入)	通常兵器 キャッチオール規制 (平成20年11月導入)
外国為替及び外国貿易法	貨物 第48条	輸出貿易管理令(輸出令)			輸出貿易管理令 別表第一	1
外国	另4 O 木	··········· 貨物等省 ·	슦	1~15項	1 6 項	1 6項
易法	第25条	A 100 A 10	l'			
(外為法)	役 務	外国為替令 (外為令)			外国為替令 別表	
法	(技術)			1~15項	1 6 項	1 6 項
	物 :機械、部品、原材料など 技術:物の設計、製造、使用に関する 技術 (ソフトウエアも含む)		規制になるも	・武器 ・兵器の開発等に 用いられるおそれ の高いもの	リスト規制以外で、大量 破壊兵器の開発等に用い られるおそれのあるもの	リスト規制以外で、通常 兵器の開発、製造又は使 用に用いられるおそれの あるもの
米、加、EU諸国等の輸出管理を厳格 に実施している27カ国		の 				
重	国連武器禁輸国 国連の安全保障理事会の決議により 武器の輸出が禁止されているイラク、 北朝鮮、アフガニスタン等10カ国		規制対象地域等	全地域向け が対象	<u>ホワイト国</u> を除く 全地域向けが対象	国連武器禁輸国向けが 対象 ※特定の品目については、 ホワイト国を除く 全地域が対象

(2)リスト規制

リスト規制とは、武器や国際的な輸出管理の枠組みで合意された兵器に転用可能な高度技術の汎用品について規制するもので、安全保障輸出管理関連政省令※で対象品目とその技術が規定されています。 貨物の輸出や技術の提供を行う場合には、規制内容を一覧にした「貨物・技術のマトリクス表」等で確認して、規制に該当する場合は経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

(貨物・技術のマトリクス表は経済産業省 安全保障輸出管理ホームページに掲載されています) <経済産業省 安全保障貿易管理HP/ http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html

※輸出管理貿易令別表第1+外国為替令別表+貨物等省令を「規制リスト」と呼んでいます。

(3)キャッチオール規制

リスト規制に該当するもの以外で、大量破壊兵器や通常兵器の開発等に用いられるおそれがある貨物等に ついては、経済産業大臣の許可が必要になります。

これら貨物の輸出や関連する技術の提供を行う場合には、以下の点を確認しておくことが必要です。ただし、相手先が米国やカナダ、EU諸国等のように我が国と同様に厳格な輸出管理を実施しているホワイト国 (注 1) の場合は、キャッチオール規制の対象外となります。

- ① 技術や貨物が大量破壊兵器等の開発等に使用されるおそれがあるか?
- ② 相手先が国連武器禁輸国(注2)の場合、技術や貨物が通常兵器の開発に使用されるおそれがあるか?
- ③ 相手先が大量破壊兵器の開発等に従事していないか?

或いは相手先が国連武器禁輸国、外国ユーザーリスト掲載機関か?

(注1)ホワイト国・・・「輸出貿易管理令別表第3に掲げる地域」
 アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス、アメリカの合計27ヶ国

(注2) 国連武器禁輸国・・・「輸出貿易管理令別表第3の2に掲げる地域」 アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、エリトリア、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、 スーダン

の10ヶ国

(4)外国ユーザーリスト

経済産業省が、大量破壊兵器の開発等への関与が懸念される企業・組織を掲載し公表しているリスト。 このリストに掲載されている企業等に輸出等を行う場合には、それが大量破壊兵器の開発等に用いられ ないことが明らかな場合を除き、経済産業大臣の許可が必要となります。

※外国ユーザーリストは毎年改定されますので、必ず最新版を経済産業省 安全保障貿易管理HPで確認して下さい。

■国別の 掲載企業・組織数 (2017年5月24日)

国 名	掲載数
アフガニスタン	2
アラブ首長国連邦	7
イスラエル	2
イラン	206
インド	4
エジプト	1
北朝鮮	142
シリア	20
台湾	1
中国	53
パキスタン	37
香港	3
レバノン	3
合 計	481

■外国ユーザーリスト(抜粋)

No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD
1	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Al Qa'ida/Islamic Army	• Al Qaeda • Islamic Salvation Foundation • The Base • The Group for the Preservation of the Holy Sites • The Islamic Army for the Liberation of Holy Places • The World Islamic Front for Jihad against Jews and Crusaders • Usama Bin Laden Network • Usama Bin Laden Organisation	化学 C
2	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan パキスタン Islamic Republic of Pakistan	Ummah Tameer E-Nau (UTN)		核 N
			\$	
461	香港 Hong Kong	Leader (Hong Kong) International	 Leader (Hong Kong) International Trading Limited Leader International Trading Limited 	生物、化学、 ミサイル、核 B,C,M,N
462	香港 Hong Kong	Reekay Technology Limited		ミサイル、核 M,N

◆制度のまとめ

- ① 法律、政令、省令の三層構造。政令は「規制対象品目」を規定し、省令は当該品目の「スペック」を規定。 ※他に、告示・通達もあり。
- ② 貨物・技術に着目した「リスト規制」と用途・需要者に着目した「キャッチオール規制」の2種類。 後者は、さらに大量破壊兵器等向けと通常兵器向けに分かれる。
- ③ 「リスト規制」に該当する品目は、原則、許可申請が必要(仕向地・ 用途・需要者を問わない)。 ※例外として、許可申請不要の場合もあり。
- ④ 「キャッチオール規制」は、「リスト規制」に該当しない品目であっても、用途・需要者に懸念がある場合や、 インフォームを受けた場合には許可申請が必要になる。



【法令の趣旨】

『規制に該当する場合は、事前に経済産業大臣の許可を取得しなければならない』ということである。

なぜ大学において輸出管理を行う必要があるか

1. 大学・研究機関のハイテク技術は、懸念国や懸念組織に狙われている

目的

安全保障を取

り巻く環境

我が国を含む国際的な平和及び安全の維持

「武器や軍事転用可能な貨物や技術が、我が国の安全等を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、 懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐ」

大学における学術的な国際交流事業が 我が国と世界の安全を脅かすことなど あるのだろうか

私の研究分野は、兵器等にかかわるようなものではない。 大学において輸出管理に関係するのは、 特殊な研究分野の研究者だけだろう。

・テロ活動は全世界で頻発!

・大量破壊兵器などの使用が現実的に!

(生物・化学兵器は比較的安価で製造が容易)

- 変化する懸念国等による調達活動
- ① リスト規制品 → 非リスト規制品+リスト規制技術(自前で製造)
- → デュアルユース品 ② 軍用品
 - ※大量破壊兵器の製造に必要な貨物・技術の多くが軍民両用(デュアル・ユース)であり、偽装も容易。

 $^{\circ}$

- * 懸念国やテロリストは、輸出管理が不十分な組織を狙う可能性あり
- *世界には大量破壊兵器や軍拡、テロによって世界や我が国の平和と安全とを脅かそうとしている 懸念国や組織が存在しており、日本を含む世界の大学・研究機関のハイテク技術は常に狙われている。

主要機器・部品が日本で調達された 国際化を利用した情報収集活動 技術が意図しない形で使用される

研究成果が予期せぬ形で利用されることを防止し、安心して研究活動ができるようにする

必要性(事例)

調達活動及び流出事案の例

「●国は、我が国において先端技術保有企業、防衛関連企業、大学・研究機関等に研究者、技術者、留学生等を派遣し、先端技術に関する情報収集活動を行っており……」

(『警察白書(平成27年版・26年版』より)

<海外における流出事案の例(未遂を含む)>

- ①A国T大学R教授: 無人航空機に関する技術情報をC国人に違法提供し、逮捕。
- ②A国I大学C国人留学生: 軍事用センサーを無許可でC国に輸出しようとして逮捕。
- ③C国人L氏: ミサイル等の誘導システムに関する技術情報を、勤務先のA国企業から盗み、C国の研究機関等にプレゼン。同氏は逮捕。
- ④ N国: C国企業から輸入したトレーラーをミサイルの発射台付き車両に改造。

【日本製品が懸念用途に使用された例】

- 1. 日本製の三次元測定器がリビアの核開発関連施設で発見(2004)
- 2. 日本製の真空ポンプが北朝鮮の核関連施設で発見(2007)

大学で起こりうる仮想事例

(予期せぬ形で提供又は利用される例)

- 1. 居住者扱いとなった留学生に提供した技術が、 核・ミサイル開発に使われた
- 2. 知財推進で供与した先進技術が、近隣国の軍拡に使われた
- 3. C国人教授が、人民解放軍系研究所と軍事関連 共同研究を行っていた
- 4. 研究交流協定を結んでいるC国の大学による 軍事技術開発に、当方の技術が使われてしまった
- 5. 論文発表した遺伝子研究内容が、懸念国の 生物兵器開発に使われた
- 6. 防衛省との共同研究内容が、大学経由で近隣 懸念国に漏れていた
- 7. 研究室の研究データを丸ごと盗まれ、 近隣国に流出してしまった
- 8. 原子力関連の出願特許情報をもとにして 懸念国が核開発を進展させた

『出典』経済産業省 安全保障貿易管理部 「平成28年度大学·研究機関向け説明会」資料

『出典』安全保障貿易管理情報センター「CISTEC Journal 2014.11 No.154」

なぜ大学において輸出管理を行う必要があるか

2. 大学と他の研究者を含めた個人の教育・研究活動を守る

国際政治の中で問題視されると

国際社会からの指弾を受ける



具体的には

- ・法律違反かどうかは関係なく、厳しい批判に さらされる
- 大学の社会的評価に大きなダメージを受ける
- ・大学全部門に対しての管理強化を要請される

日本では国際協調の下、 「外為法」に基づき管理が行われている

法令違反・不正輸出となると

罰則が科される



具体的には

- ・10年以下の懲役(最大)
- ·罰金(最大) 個人3,000万円、 法人3,000万円+10億円
- ・最大3年間の輸出又は技術の提供禁止



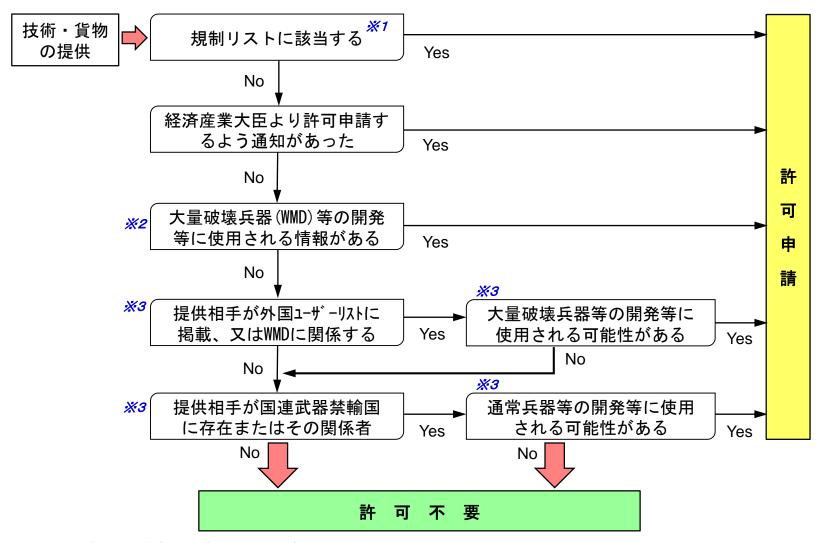
罰則や社会からの非難を受けることを防止し、自由な研究活動ができるようにする

●様々な場面で発生する輸出・技術提供に対し、安全保障上の懸念がないかを確認し、適切な対応をする

【輸出管理の対象となる大学での様々な場面】

輸出・技術提供となる機会	主 な 懸 念 点
留学生・外国人研究者の受入	〇大量破壊兵器や通常兵器の開発等に懸念がある国の出身者・在籍者 〇出身又は在籍している機関(大学等)が、外国ユーザーリストに掲載されている 〇希望する研究と本人の専攻・専門分野が合わない 〇在学中の非居住者への技術情報提供及び帰国時の技術情報の持ち出し
海外の大学や企業との共同研究	○大量破壊兵器や通常兵器の開発等に関係する大学や企業(所在国含む) ○外国ユーザーリストに掲載されている大学や企業 ○支払対価・条件・方法などに好意的な内容の契約になっている ○過度の秘密保持の要求がある
研究用資機材などの持ち出し	〇大量破壊兵器や通常兵器の開発等に使用される可能性がある 〇無償や少量のものをノーチェックで持ち出し又は送付 〇EMS送付を輸出と認識していないケースがある
施設見学•研究室来訪	〇目的などを明確にしない見学・来訪 〇見学者・来訪者に不明な人がいる
国際会議・展示会などへの出席	○大量破壊兵器や通常兵器の開発等に懸念がある国で開催される非公開会議 ○外国ユーザーリストに掲載されている機関が主催する非公開会議 ○研究成果物等の安易な持ち出し
海外の大学等との情報交換	〇学生が交換する情報の管理 〇電話や電子メールで行う情報交換 〇クラウドコンピューティングシステムを利用した情報交換

確認(審査)の手順



- ※1 技術又は貨物の内容についての確認
- ※2 用途についての確認
- ※3 相手先(需要者)と懸念用途についての確認

※1. 技術又は貨物の内容についての確認(規制リストに該当するか否か)

① 規制リスト品目一覧から関係のある品目を選択し、該当項番を確認する。 (技術=対象となる品目の「設計」・「製造」・「使用」に関係する情報)

<注意事項>

※複数の項番によって規制される場合がある!

(例) ロボット: 2項(15), 6項(7), 12項(5), 14項(7)

※一般的に使用されている名称がリストに記載されていない場合がある!

(例)一般使用名称:GPS

規制リスト:4項(18)「アビオニクス装置又はその部分品」

~貨物等省令第3条19号

「アビオニクス装置」であって、次のいずれかに該当するもの イ~ロ(略)

※包括した名称で記載されている場合がある!

(例)化学製剤の原料、毒素の物質・原料 ガス遠心分離機ロータ用構造材料 光検出器・光学部品の材料物質

※技術の場合は、対象とする品目以外の項番でも規制される場合がある!

(例) 対象の技術:マイクロ波用モノリシック集積回路を用いた電力増幅器 貨物対象項番:7項(エレクトロニクス)/技術対象項番:7項(エレクトロニクス) 9項(通信)

規制リストの構成

項番	分 類 名
1項	器
2項	原子力
3項	化学兵器
3の2項	生物兵器
4項	ミサイル
5項	先端材料
6項	材料加工
7項	エレクトロニクス
8項	コンピュータ
9項	通信関連
10項	センサー・レーザー
11項	航法関連
12項	海洋関連
13項	推進装置
14項	その他
15項	機微品目
16項	キャッチオール規制対象品目

④ 名古屋工業大学 産学官連携センター



「規制リスト品目一覧」は、産学官連携センターホームページの安全保障輸出管理コーナー(安全保障輸出管理とは)に掲載しています。

URL: http://tic.web.nitech.ac.jp/inside/export-management/export-definition/

規制リスト項番と学部・専攻との関係

規制リストの構成

学部•専攻

項番	分 類 名	生命·応用 化学科、 専攻	物理工学科、	電気・機械 工学科、 専攻	情報工学科、 専攻	社会工学科、 専攻	共同ナノメ ディシン科学 専攻
16項	キャッチオール規制対象品目	0	0	0	0	0	0
1項	武器	Δ		Δ		Δ	Δ
2項	原子力	Δ	Δ	0	Δ	Δ	
3項	化学兵器	0				Δ	0
3の2項	生物兵器	0					0
4項	ミサイル	0	0	0	0	Δ	
5項	先端材料	0	0	Δ			
6項	材料加工		0	0	0		
7項	エレクトロニクス	0	0	0			
8項	コンピュータ				0		
9項	通信関連			0	0		
10項	センサー・レーザー	0		0			
11項	航法関連			Δ	0		
12項	海洋関連			0	Δ		
13項	推進装置		Δ	0			
14項	その他	0		0			0
15項	機微品目	0		0			

項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	
	4 TX	(13)	誘導炉・アーク炉・溶解炉等	(49)	白金触媒	(13)	アイソスタチックプレスとその制御装置	
	1項 武器	(14)	アイソスタチックプレス等	(50)	ヘリウム3	(14)	複合材料用の炉と製造装置	
(1)	銃砲・銃砲弾等	(15)	ロボット等	(51)	レニウム等の一次製品	(15)	複合材料、人造黒鉛、タングステン、モリブデ	
(2)	爆発物•発射装置等	(16)	振動試験装置等	(52)	防爆構造の容器		ン、マルエージング鋼、フェライト系ステンレス鋼	
(3)	火薬類•軍用燃料	(17)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料			(16)	加速度計、ジャイロスコープ、航法装置	
(4)	火薬又は爆薬の安定剤	(18)	ベリリウム	1	3項 化学兵器	(17)	飛行or姿勢制御装置	
(5)	指向性エネルギー兵器等	(19)	核兵器起爆用アルファ線源用物質	(1)	化学製剤の原料、毒素の物質・原料	(18)	アビオニクス装置、その部分品	
(6)	運動エネルギー兵器等	(20)	ほう素10	(2)	反応器、貯蔵容器、熱交換器、凝縮	(18ഗ	ロケット・UAV用熱電池	
(7)	軍用車両・軍用仮設橋等		核燃料物質製造用還元剤・酸化剤		器、蒸留塔、吸収塔、充填機、攪拌機、	2)		
(8)	軍用船舶等	(22)	るつぼ		弁、多重管、ポンプ、焼却装置、空気	(19)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計	
(9)	軍用航空機等	(23)	ハフニウム		中の物質を検知する装置、前記機器・ 装置の部分品		ロケット・UAV発射台・地上支援装置	
(10)	防潜網•魚雷防御網他	(24)	リチウム		<u> </u>	(21)	ロケット・UAV無線遠隔装置・追跡装置	
(11)	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等	(25)	タングステン	,	2007年 大棚 6里	(22)	ロケットに搭載できる電子計算機	
(12)	軍用探照灯•制御装置	(26)	シルコニウム	•	3の2項 生物兵器	(23)	A/D変換集積回路、A/D変換器	
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等	(27)	ふっ素製造用電解槽	(1)	ウイルス、細菌、毒素若しくはそのサブユ	(24)	振動試験装置等、空気力学試験装	
(13ത	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化	(28)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等		ニット又は遺伝子		置・燃焼試験装置他	
2)	用化学物質混合物	(29)	遠心力式釣合試験機	(2)	物理的封じ込め装置、発酵槽、遠心	(24の	ロケット設計用電子計算機	
(14)	軍用化学製剤用細胞株他	(30)	フィラメントワインディング装置等		分離機、加ス加ーろ過装置、凍結乾燥	2)		
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等	(31)	レーザー発振器		器、噴霧乾燥器、粒子状物質の吸入	(25)	音波・電波の反射・放射減少材料・装置	
(16)	兵器製造用機械装置等	(32)	質量分析計・イオン源		試験装置、噴霧器、煙霧機、前記機		ロケット・UAV用IC・探知装置・レードーム	
(17)	軍用人工衛星又はその部分品	(33)	圧力計・ベローズ弁	1			4_ 44 1 1 46	
	の頃 ほフカ	(34) ソレイノイトコイル形超電導電磁石		4項 こサノロ		5項 先端材料		
	2項 原子力	(35)	真空ポンプ		4項 ミサイル	(1)	ふっ素化合物製品	
(1)	核燃料物質•核原料物質	(35の2)	スクロール型圧縮機等	(1)	ロケットとその製造装置	(2)	ビニリデンフルオリド圧電重合体他(削除)	
(2)	原子炉•原子炉用発電装置等	(36)	直流電源装置	(1の2)	無人航空機(UAV)とその製造装置	(3)	芳香族ポリイミド	
(3)	重水素・重水素化合物	(37)	電子加速器・エックス線装置	(2)	ロケット誘導装置とその製造装置	(4)	チタン・アルミニウム合金成形工具	
(4)	人造黒鉛	(38)	衝撃試験機	(3)	推進装置他	(5)	チタン・ニッケル等の合金・粉、製造装置等	
(5)	核燃料物質分離再生装置等	(39)	高速度撮影が可能なカメラ等	(4)	しごきスピニング加工機等	(6)	金属性磁性材料	
(6)	リチウム同位元素分離用装置等	(40)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器	(5)	推進薬制御装置用サーボ弁、ポンプ・ガス	(7)	ウランチタン合金・タングステン合金	
	ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等	(41)	冷陰極管、トリガー火花間隙、パルス発生器、		タービン	(8)	超電導材料	
(8)	周波数変換器等	(41)	パルスコンデンサ、閃光ランプ発光装置、雷管	(5の2)	(5)のポンプ(こ使用する軸受	(9)	作動油 (削除)	
(9)	ニッケル粉・ニッケル多孔質金属	(42)	光電子増倍管	(6)	推進薬とその原料	(10)	潤滑油	
(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等	(43)	中性子発生装置	(7)	推進薬の製造・試験装置	(11)	振動防止用液体	
	ウラン・プルトニウム製造用装置等	(44)	遠隔操作のマニピュレーター	(8)	連続式混合機、バッチ式混合機	(12)	冷媒用液体	
2)	1 2 3 2 3 2 3	(45)	放射線遮蔽窓•窓枠	(9)	ジェットミル・粉末金属製造装置等	(13)	チタンのホウ化物・セラミックの粉末・セラミッ	
(11)	しごきスピニング加工機等	(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ	(10)	複合材料・繊維の製造装置		ク半製品・一次製品	
	1 数値制御工作機械		トリチウム	(11)	ノズル	(14)	セラミック複合材料	
	2 測定装置	(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置	(12)	ノズル・再突入機先端部製造装置他	(15)	ポツシオルガンシラン・ポツシラサン他 17	

規制リスト品目一覧②

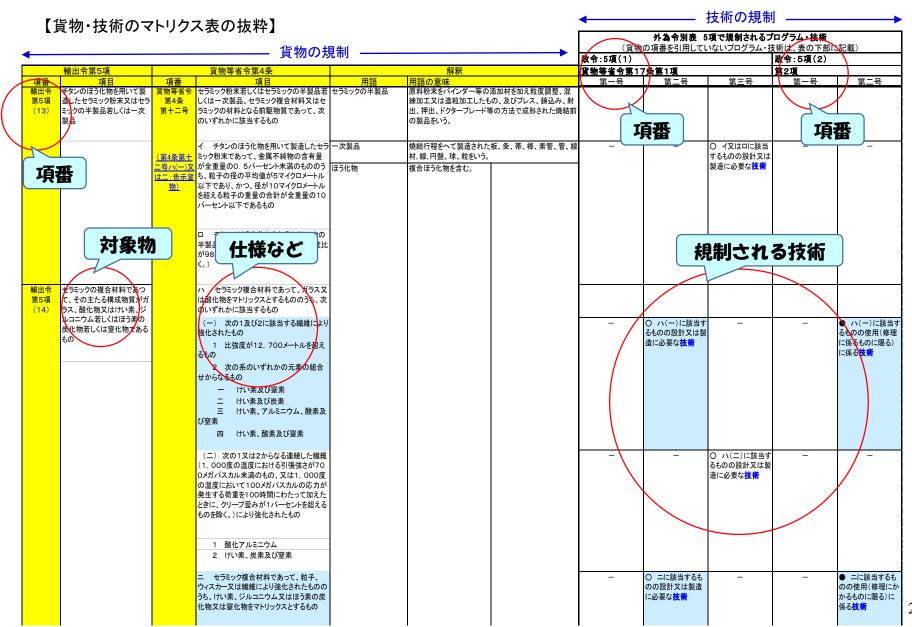
2017.1.7

項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名
		(16)	半導体製造装置、試験装置等	(7)	光学器械・光学部品の制御装置		40年 #*##
	5項 先端材料(続き)	(17)	マスク・レチクルとその部分品・附属品	(7の2)	非球面光学素子		13項 推進装置
(16)	ビスマレイミド・芳香族ポリアミドイミド他	(18)	半導体基板	(8)	レーザー発振器とその試験装置等	(1)	ガスタービンエンジンとその部分品
(17)	フッイヒポリイミト゛・フッイヒホスファセ゛ン	(19)	レジスト	(8の2)	レーザー利用の音声探知装置	(2)	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等
(18)	繊維、プリプレグ、プリフォーム、成形品	(20)	アルミニウム・ガリウム・インジウム有機金属化	(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配	(2の2)	(2)の制御装置・監視装置
(19)	ほう素・ほう素合金・硝酸グアニジン他		合物、燐・砒素・アンチモン有機化合物		計・ 校正装置他	(3)	ロケット推進装置とその部分品
	6項 材料加工	(21)	燐・砒素・アンチモンの水素化物	(9の2)	水中検知装置	(4)	無人航空機とその部分品・附属装置
(4)	- 24 17111111	(22)	炭化けい素、窒化がりカイアルミウムの	(10)	重力計・重力勾配計	(5)	推進装置の試験・測定・製造装置等
(1)	軸受とその部分品		基板・インコ゛ット・プリフォーム		レーダーとその部分品		14項 その他
(2)	数值制御工作機械		8項 コンピュータ	(12)	光反射率測定装置・レンズ等		
(3)	歯車製造用工作機械等(部分品附属品)	7.5		(13)	重力計製造装置•校正装置	(1)	粉末状の金属燃料
(4)	アイソスタチックフプレス等(部分品・附属品)	(1)	電子計算機・付属装置とそれらの部分品	(14)	光検出器・光学部品の材料物質	(2)	火藥·爆藥成分、添加剤·前駆物質
(5)	コーティング装置とその部分品	-	9項 通信関連		レーザー発振器用結晶	(3)	ディーゼルエンジンとその部分品
(6)	測定装置とその部分品	(4)			11項 航法装置	(4)	〈削除〉
(7)	ロボットとその部分品・制御装置	(1)	伝送通信装置とその部分品・附属品			(5)	自給式潜水用具とその部分品
(8)	フィードバック装置・スピンドル	(2)	電子式交換装置	(1)	加速度計とその部分品	(6)	航空機輸送土木機械とその部分品
(9)	絞りスピニング加工機	(3)	通信用光ファイバー		ジャイロスコープとその部分品	(7)	ロボットとその制御装置等
	7項 エレクトロニクス	(4) (E)	〈削除〉	(3)	<u>慣性航法装置</u>	(8)	電気制動シャッター
(4)		(5)	ファーズドアレーアンテナ	(4)	ジャ们天測航法装置、衛星航法システム	(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等
_	集積回路	(5の2)	監視用方向探知機とその部分品	(4.00.0)	電波受信機、航空機用高度計等	(10)	簡易爆発装置の除去装置等
(2)	マイクロ波・ミリ波用機器・部分品	(5の3)	通信監視装置とその部分品			(11)	爆発物探知装置• 識別装置
(3)	信号処理装置とその部分品	(5の4)	電波等の干渉を観測する位置探知装置	(5)	(1)-(4の2)の試験・校正・製造装置		15項 機微品目
(4)	超電導材料を用いた装置	(5の5)	インターネット通信監視装置とその部分品		12項 海洋関連		
(5)	超電導磁石	(6)	(1)-(5の5)の設計・製造・測定・試験装置			(1)	無機繊維他を用いた成型品
(6)	一次・二次セル、太陽電池セル	(7)	暗号装置とその部分品	(1)	船舶(潜水艇)	(2)	電波の吸収材・導電性高分子
(7)	高電圧コンデンサ	(8)	情報伝達信号漏洩防止装置等	(2)	船舶の部分品・附属装置	(3)	核熱源物質
(8)	エンコーダ	(9)	秘密保護機能情報通信システム(削除)	(3)	水中から物体を回収する装置	(4)	デジタル伝送通信装置等
(80)2)	サイリスターデバイス・サイリスターモジュール	(10)	盗聴検知機能通信ケーブルシステム等	(4)	水中用の照明装置	(40)2)	簡易爆発装置の妨害装置
	電力制御用半導体素子・モジュール	(11)	(7)-(10)の設計・製造・測定・試験装置	(5)	水中用ロボット	(5)	水中探知装置とその部分品
(9)	サンプリングオシロスコープ	10	0項 センサー・レーザー	(6)	密閉動力装置	(6)	宇宙用光検出器
(10)	アナログデジタル変換器	10	プラー・レット	(7)	回流水槽	(7)	送信するパルス幅が100ナノ秒以下の
(11)	デジタル方式の記録装置	(1)	水中探查装置、船舶用位置測定装置等	(8)	浮力材		レーダー
(12)	信号発生器	(2)	光検出器・冷却器等	(9)	閉鎖•半閉鎖回路式自給式潜水用具	(8)	潜水艇
(13)	周波数分析器	(3)	センサー用の光ファイバー	(10)	水中活動妨害音波装置	(9)	船舶用防音装置
(14)	ネットワークアナライザー	(4)	映像撮影機・カメラ			(10)	ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、複
(15)	原子周波数標準器	(5)	反射鏡				合サイクルエンジン等
[15の2]	スプレー冷却方式の熱制御装置	(6)	光学部品				18

「規制リスト品目一覧」の品目選択例 <セラミック>

項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名
		(13)	誘導炉・アーク炉・溶解炉等	(49)	白金触媒	(13)	アイソスタチックプレスとその制御装置
	1項 武器	(14)	アイソスタチックプレス等	(50)	ヘリウム3	(14)	複合材料用の炉と製造装置
(1)	銃砲・銃砲弾等	(15)	ロボット等	(51)	レニウム等の一次製品	(15)	複合材料、人造黒鉛、タングステン、モリブデ
(2)	爆発物•発射装置等	(16)	振動試験装置等	(52)	防爆構造の容器		ン、マルエージング鋼、フェライト系ステンレス鋼
(3)	火薬類•軍用燃料	(17)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料	-		(16)	加速度計、ジャイロスコープ、航法装置
(4)	火薬又は爆薬の安定剤	(18)	ベリリウム		3項 化学兵器	(17)	飛行or姿勢制御装置
(5)	指向性エネルギー兵器等	(19)	核兵器起爆用アルファ線源用物の		"一"制剤の原料、毒素の物質・原料	(18)	アビオニクス装置、その部分品
	運動エネルギー兵器等	(20)	ほう素10		**容器、熱交換器、凝縮		ロケット・UAV用熱電池
	軍用車両・軍用仮設橋等	(21)	核燃料物質製造用			2)	
(8)	軍用船舶等	(22)	るつぼ		维却装置、空 気	(19)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計
(9)	軍用航空機等	(23)	ハフニウム		→ 前記機器・	(20)	ロケット・UAV発射台・地上支援装置
(10)	防潜網・魚雷防御網他	(24)	_{リチウム} ・セラ	ミック」	の物	(21)	ロケット・UAV無線遠隔装置・追跡装置
	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等	(25)	タングプ			(22)	ロケットに搭載できる電子計算機
(12)	軍用探照灯•制御装置	(26)	シルブ 5項	生		(23)	A/D変換集積回路、A/D変換器
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等	(27)	\$\langle \bar{\pi} \rangle \ba	, ,,,,		(24)	振動試験装置等、空気力学試験装
(13の	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化	(28)	ガタ 省略				置•燃焼試験装置他
2)	用化学物質混合物	(29)	遠			(24の	ロケット設計用電子計算機
(14)	軍用化学製剤用細胞株他	(30)	☑ (13) チタンのフ	トウ化物	物・セラミックの粉末・ 燥	2)	
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等	(31)	セラミック	半製品・	•一次製品 📗 🕍 📙	(25)	音波・電波の反射・放射減少材料・装置
(16)	兵器製造用機械装置等	(32)	質	1 2X HH		(26)	ロケット・UAV用IC・探知装置・レードーム
(17)	軍用人工衛星又はその部分品	(33)	圧】 (14) セラミッ	ク複合	·材料 /		
	2項 原子力	(34)	אעת				5項 先端材料
		(35)	真空 省略			(1)	ふっ素化合物製品
	核燃料物質•核原料物質	(35の2)	スクロ			(2)	ビニリテンンスメオリド圧電重合体他(削除)
(2)	原子炉•原子炉用発電装置等	(36)	直流電流		造装置	(3)	芳香族ポンイミド
(3)	重水素·重水素化合物	(37)	電子加速。		造装置	(4)	チタン・アルミニウム合金成形工具
(4)	人造黒鉛	(38)	衝撃試験機			(5)	チタン・ニッケル等の合金・粉、製造装置等
(5)	核燃料物質分離再生装置等	(39)	高速度撮影が可能		工機等	(6)	金属性磁性材料
(6)	リチウム同位元素分離用装置等	(40)	干渉計•圧力測定器•圧		愛置用サーボ弁、ポンプ・ガス	(7)	ウランチダン合金・ダンダンマン合金
(7)	ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等	(41)	冷陰極管、トリガー火花間隙、パルス・	661		(8)	超電導材料
(8)	周波数変換器等	(41)	パルスコンデンサ、閃光ランプ発光装置、電	管 (5の2)) (5)のポンプに使用する軸受	(9) /	作動油 (削除)
(9)	ニッケル粉・ニッケル多孔質金属	(42)	光電子増倍管	(6)	推進薬とその原料	(10)	潤滑油
(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等	(43)	中性子発生装置	(7)	推進薬の製造・試験装置	(11)	振動防止用液体
(10の	ウラン・プルトニウム製造用装置等	(44)	遠隔操作のマニピュレーター	(8)		(12)	冷媒用液体
2)		(45)	放射線遮蔽窓・窓枠	(9)	ジェットミル・粉末金属製造装置等	(13)	チタンのホウ化物・セラミックの粉末・セラミッ
(11)	しごきスピニング加工機等	(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レン	ズ (10)	複合材料・繊維の製造装置	$\overline{}$	ク半製品・一次製品 /
(12)	1 数値制御工作機械	(47)	トリチウム	(11)	2 2 (7)		セラミック複合材料
	2 測定装置	(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置	(12)	│/ズル・再突入機先端部製造装置他 │	(15)	ぱ リジオルガノシラン・ポリシ <i>ラ</i> ザン他

②「貨物・技術のマトリクス表」を使い、選択した項番の規制内容(対象物や仕様など)を確認する。



「貨物・技術のマトリクス表」は、経済産業省 安全保障貿易管理ホームページに掲載されています。 URL: http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html



本学での確認手順(「輸出管理の事前チェック表」における、技術又は貨物の内容についての確認)

(別紙様式1-1)	平成 年 月 日	(別紙様式1-2)	平成 年 月 日
************************************	支術提供)	表面 輸出管理の事前	チェック表(貨物輸出)
このチェック表は、下記活動の実施に当たり、安全保障輸出管理に必要なもので 行ってください。(貨物輸出がある場合には、別紙様式1-2の事前チェックも行ってください。		<u></u>	安全保障輸出管理に必要なものです。以下の設問等につ
技術提供の区分(験当にレ点を付す)	く確認した項番を(<i>この部分をチェックする</i> <i>)内に記入して下さい></i> v、該当する=いいえ〕	・試作品等)の輸出 - 等に輸出
提供の時期(対象の期間) 年月日~ 年月	В	□ 4. 試作品、材料・試料等の評価のため、外国の研究	
提供する技術(プログラム含む)の内容		□ 5. その他の輸出(具体的な) 章:※ 貨物の輸出には、渡航者自身がハンドキャリーで持ち) 비개념소보수가보계
		・海外出張時にハンドキャリーする場合は、右欄	
技術又は研究の名称		45 th All Lond Hills	_
② 外為法 規制リストの規定内容に該当しない内容である	確認した項番を はい いいえ	貨物輸出の時期 平成 年	<u> </u>
(経済産業省HP掲載の貨物・技術のマトリックス表参照 URLは以下)	下に記入9 つ	 輸出貨物の名称等	
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html	↓相手方の () 概要へ ☆手続1へ		
Lotter .	/ 佩女、	②外為法のリスト規制対象品目及び規定内容	乳に該当しない貨物である。 確認した項番を □はい □ いい
の範囲	と	(経済産業省HP掲載の貨物のマトリックス表参照 URLはじ	下に記入する
確認事項1(提供技術に対するチェック)		http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html	・
◆ 上記の提供する技術について以下をチェックし、指示に従下さい。		◇○ 大田市 大田市 ひっこう かっぱい かっぱい しょうり あいっこう	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
① 公知となっている内容のみである (「はい」の場合 入する)	□ はい □ いえ	確認事項1(輸出貨物に対するチェック)	
<u> </u>	□ 和手方の ↓②へ 概要へ		□ div □ vivž
② 外為法 規制リストの規定内容に該当しない内容である	確認した項番を T:=93+z □はい □ いいえ	①上記の輸出 <u>貨物は、食料品また</u> は木材か	一
(経済産業省HP掲載の貨物・技術のマトリックス表参照 URLは以下) http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix.intro.html	↓相手方の		概要へ 配記した項番を ロロン ロススス
★手練1:柏手方の概要記入と確認事項2をチェックし、 産学官連携室へ連絡して		②外為法のリスト規制対象品目及び規定内容 (経済産業省HP掲載の貨物のマトリックス表参照 URLは以	
メ 子 柄 !: 11 ナ かくいい 全市 八 と 味 おい 中 根 と と チェー アン し、 屋 子 日 趣 所 星 へ 趣 桁 し し	Co. (1X 03 4X 31 81 41 41 81 42 42 42 42 42 42 42 42 42 42 42 42 42	http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix.intro.html	() 概要へ ★手続1へ
相手方の概要		★手続十、輸出先の概要記入と確認事項2をチェックし、 」	産学官連携室へ連絡して下さい。(輸出許可申請等の手続が必要です)
国名 機関・団体名 個人氏名		輸出先の概要	(機関名)
次任相画C山夕画が達り場合は、両方記載下さい。	いない場合は、出身機関を記載下さい	国名	相手先(個人名)
		<u> </u>	
確認事項2(相手方に対するチェック) ◆ 上記の相手方について以下をチェックし、指示に従って手続して下さい。		確認事項2(輸出先に対するチェック)	
▼ エ記の右手がに 30・での ドミノエクノといったによって手続きている。③ 名古屋工業大学と雇用契約を締結している。又は来日後6カ月経過している。) る。	③輸出先は、懸念のないホワイト国か。	□ はい □ <u>いいえ</u>
※「はい」は右記を記入→〔契約日(予定日) 年 月 日/来日日 年	月 日) ↓ ④ へ ↓ ④ へ	(産学官連携センターHP掲載の「ホワイト国」参照 URLはL http://tic.web.nitech.ac.ip/inside/export-management/ex	
④ ホワイト国の関係者である。	_ tı	※北朝鮮は輸出禁止	DOLL COLUMNOON 17/1651 X 7 BLC.
(産学官連携センターHP掲載の「ホワイト国」参照 URLは以下) http://tic.web.nitech.ac.jp/inside/export-management/export-definition/ ※	・ チェック終了 ☆ 手続2へ 比朝鮮は原則提供禁止	☆手続2: 用途・需要者(輸出先)について 裏面の「安全	保障輸出管理チェックリスト」で詳細チェックを行って下さい。
★手続2: 用途・需要者(相手方)について裏面の「安全保障輸出管理チェ	ックリスト」で詳細チェックを行って下さい。		

※2. 用途についての確認(大量破壊兵器等に用いられるか否か)

- ① 輸出・技術提供に関して入手した情報に、以下用途が記載、記録されていないかを確認する。 (入手した情報:パンフレット・カタログ・契約書や申込書類等を含むすべて文書・経産省が作成した文書…すべての媒体が対象)
 - ※相手側又はその関係者から、以下用途についての連絡を受けていないかも確認する
 - (1) 核兵器の開発、製造、使用若しくは貯蔵
 - (2) 軍用の化学製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵
 - (3) 軍用の細菌製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵
 - (4) 軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵
 - (5) 射程若しくは航続距離が300km以上のロケットの開発、製造、使用若しくは貯蔵
 - (6) 射程若しくは航続距離が300km以上の無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵
 - (7) 核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用若しくは貯蔵
 - (8) 核融合に関する研究
 - (9) 原子炉又はその部分若しくは附属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵
 - (10) 重水の製造
 - (11) 核燃料物質の加工又は再処理
 - (12) 軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関、又はこれらから委託を受けた者が行う次の行為
 - a. 化学物質の開発若しくは製造
 - b. 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用若しくは貯蔵
 - c. ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵
 - d. 宇宙に関する研究
- ② 用途に関して、輸出管理上の懸念(次のような内容)がないかを確認する。
 - (1) 用途を明らかにしようとしない
 - (2) 通常は考えられないほどに有利な条件等を提示された
 - (3) 説明された目的(用途)と相手先の研究内容等に齟齬がある
 - (4) 用途・目的などに不明な点が多い

(別紙様式2)

安全保障輸出管理チェックリスト

名古屋工業大学

本章	学での確認手順						
(Γ≢	輸出管理の事前チェック表」における、	裏面	チェック日:	平成 年 月	目 チェック者	:	P
	用途についての確認)						
			相制計成)			** *******	
		1. 用途の確認(非ホワイト国等、キャッチオール (1) 提供技術又は輸出貨物が兵器等の開発等に用い		縣会けあるか	*全(の項目	をチェックして下さ	□ いいえ
		① 核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造				□ (\$L)	\\
<u></u>		② 核融合に関する研究				はい	□ いいえ
*	2確認結果に基づき、この部分をチェックする	2 ③ 原子炉又なその部分若しくは附属装置の開	発、製造、使用若しく	(d)		ロはい	□ いいえ
	用途の確認 (非ホワイト国等、キャッチオール規制対応)	級 ① 重水の制造	+ 10 L			□はい	□いた
		*全ての項目を 	. ,		託を受けて	はい \ はい	□ いいえ□ いいえ
(1)	提供技術又は輸出貨物が兵器等の開発等に用いられないか又はその懸念はあ	5るか	□はい	□ いいえ		a~dをチェック	L 1117
	① 核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用若しくは貯蔵		口はい	□ いいえ		a -u ~ / 1//	
_	② 核融合に関する研究		□はい	□ いいえ			
2	③ 原子炉又はその部分若しくは附属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵		□はい	□ いいえ			
経			□はい	 いいえ	, を付す)	はい / はい /	
済	⑤ 核燃料物質の加工又は再処理		口はい	□いれ	219 7	a~dをチェック	
産	⑥ 軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの、又はこれ	このセムンチゴナエルナ	☐ 19 t,		ļ		
業省	使用者には国防に関する事務をしかさとる打政機関が打りもの、又はこれに 行う行為か(「はい」の場合は該当項目にチェックを付す)	りの有かり安託を支げて	□はい	□ いいえ			
指	□ a. 化学物質の開発若しくは製造		a~dをチェック)		
定行	□ b. 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用若しくは貯蔵						
為	□ c. ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵					をチェックして下さ	W.
	□ d. 宇宙に関する研究				ト」に掲載	口はい	□ いいえ
					licy/anpo/index.html		***************************************
(3)	国連武器禁輸国向けの場合で通常兵器の開発、製造若しくは使用		しはい	いいえ		□はい	□ いいえ
(4)	用途に関して、その他の輸出管理上の懸念があるか (「はい」の場合は該当項	頁目にチェックを付す)	□はい	□ いいえ		□はい	□ıııぇ
	□ a. 用途を明らかにしようとしない。		a~dをチェック			口はい	
	b. 通常は考えられないほどに有利な条件(価格、引き渡し、保守等)を提示された。	E .				_ _ はい	いいえ
					-)	口はい	□ いいえ
	□ d. その他(1				a∼cをチェック	
	LIU. (WIE)) 			J,		

※3. 需要者についての確認(兵器等に関係があるか又はあったか否か)

① 提供相手が「外国ユーザーリスト」に掲載されていないかを確認する。

「外国ユーザーリスト」は、経済産業省 安全保障貿易管理ホームページに掲載されています。

URL : http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html



- ② 輸出・技術提供に関して入手した情報で、提供相手が以下に関係しているか、又は関係していたかを確認する。
 - (入手した情報:パンフレット・契約書や経歴書等を含むすべて文書・経産省が作成した文書…すべての媒体が対象)
 - ※相手側から以下の関わりについての連絡を受けていないかも確認する
 - (1) 核兵器の開発、製造、使用若しくは貯蔵
 - (2) 軍用の化学製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵
 - (3) 軍用の細菌製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵
 - (4) 軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵
 - (5) 射程若しくは航続距離が300km以上のロケットの開発、製造、使用若しくは貯蔵
 - (6) 射程若しくは航続距離が300km以上の無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵



※3. 懸念用途についての確認

◆ 上記に該当する場合は、再度 用途の確認(大量破壊兵器に用いられる可能性があるか否か)を行う。

<確認する項目>

- i 核兵器の開発、製造、使用若しくは貯蔵
- ii 軍用の化学製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵
- iii 軍用の細菌製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵
- iv 軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵
- v 射程若しくは航続距離が300km以上のロケットの開発、製造、使用若しくは貯蔵
- vi 射程若しくは航続距離が300km以上の無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵
- vii「大量破壊兵器に用いられるおそれの強い品目例」リスト

「大量破壊兵器に用いられるおそれの強い品目例」リスト

品目	懸念される用途		
」 1. リン酸トリブチル(TBP)	核兵器		
2. 炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維	ТАРСИН		
3. チタン合金	・ 核兵器、ミサイル		
4. マルエージング鋼			
5. 口径75ミリメートル以上のアルミニウム管	核兵器		
6. しごきスピニング加工機			
7. 数值制御工作機械	1		
8. アイソスタチックプレス	核兵器、ミサイル		
9. フィラメントワインディング装置			
10. 周波数変換器	++ C		
11. 質量分析計又はイオン源	核兵器		
12. 振動試験装置			
13. 遠心力釣り合い試験器	核兵器、ミサイル		
14. 耐食性の圧力計・圧力センサー	核共命、ミリイル		
15. 大型の非破壊検査装置			
16. 高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置			
17. 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源			
装置	-		
18. 大型発電機	核兵器		
19. 大型の真空ポンプ	The same		
20. 耐放射線ロボット			

品目	懸念される用途
21. TIG溶接機、電子ビーム溶接機	核兵器、ミサイル
22. 放射線測定器	核兵器
23. 微粉末を製造できる粉砕器	
24. カールフィッシャー方式の水分測定装置	ミサイル
25. プリプレグ製造装置	
26. 人造黒鉛	核兵器、ミサイル
27. ジャイロスコープ	
28. ロータリーエンコーダ	
29. 大型トラック(トラクタ、トレーラー、ダンプを	ミサイル
含む)	
30. クレーン車	
31. 密閉式の発酵槽	
32. 遠心分離器	生物兵器
33. 凍結乾燥機	
34. 耐食性の反応器	
35. 耐食性のかくはん機	
36. 耐食性の熱交換器又は凝縮器	ミサイル、化学兵器
37. 耐食性の蒸留塔又は吸収塔	
38. 耐食性の充てん用の機械	
39. 噴霧器を搭載するよう設計された無人航空	
機(UAV)(娯楽若しくはスポーツの用に供する	-14 / II ### / IV ##
模型航空機を除く)	ミサイル、生物・化学 兵器
40. UAVに搭載するよう設計された噴霧器	77744

「大量破壊兵器に用いられるおそれの強い品目例」リスト ~シリア向けの場合~

品目	懸念される用途		
1. ドラフトチャンバー	化学兵器		
2. フルフェイスマスクの呼吸用保護具	生物·化学兵器		
3. 塩化アルミニウム(7446-70-0)、ジクロロメタン(75-09-2)、N, Nージメチルアニリン (121-69-7)、臭化イソプロピル(75-26-3)、イソプロピルエーテル(108-20-3)、モノイソプロピルアミン(75-31-0)、臭化カリウム(7758-02-3)、ピリジン(110-86-1)、臭化ナトリウム(7647-15-6)、ナトリウム金属(7440-23-5)、トリブチルアミン(102-82-9)、トリエチルアミン(121-44-8)、トリメチルアミン(75-50-3)、アセチレン(74-86-2) 他	化学兵器		
4. ジエチレントリアミン(111-40-0) 5. ブチリルコリンエステラーゼ、臭化ピリドスチグミン(101-26-8)、塩化オビドキシム (114-90-9)			
6. バイオセーフティキャビネット、グローブボックス			
7. バッチ式遠心分離器	生物兵器		
8. 発酵槽			
9. 反応器、かくはん機、熱交換器、凝縮器、ポンプ(11. を除く。)、弁、貯蔵容器、蒸留 塔、吸収塔	化学兵器		
10. クリーンルーム、HEPAフィルター付きのファン	生物兵器		
11. 真空ポンプ又はその部分品 12. 化学物質の分析装置、検知装置等	化学兵器		

③ 提供相手が「国連武器禁輸国・地域」に存在又は出身でないかを確認する。



- ※3. 懸念用途についての確認
- ◆ 上記に該当する場合は、通常兵器に用いられる可能性があるか否かの確認を行う。

く確認する項目>

- i 通常兵器(規制リスト第1項に該当するもの)の開発、製造、若しくは使用
- ii 「通常兵器に用いられるおそれの強い品目例」リスト

- ④ 提供相手に関して、輸出管理上の懸念(次のような内容)がないかを確認する。
 - (1) 軍又は国防に関する事務を行う行政機関である
 - (2) 専ら軍需物資を研究, 開発又は製造を行っている
 - (3) 相手側に関する詳細な情報がない、
 - (4) 相手側から情報提供を拒否された
 - (5) 要望された技術又は貨物が相手方の業容と合わない

「通常兵器に用いられるおそれの強い品目例」リスト

品目

- 1. ニッケル合金又はチタン合金
- 焼結磁石
- 3. 2 に掲げるものの製造用の装置又はその部分品
- 作動油として使用することができる液体であって、りん酸とクレゾールとのエステル、りん酸トリス(ジメチルフェニル)又はりん酸トリーノルマルーブチルを含むもの
- 5. 有機繊維、炭素繊維又は無機繊維
- 6. 軸受又はその部分品
- 工作機械その他の装置であって、次に掲げるもの又はその部分品
 - イ 数値制御を行うことができる工作機械
 - ロ 鏡面仕上げを行うことができる工作機械¥(数 値制御を行うことができるものを除く。)
 - ハ 測定装置(工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。)
- 8. 二次セル
- 9. 波形記憶装置
- 10. 電子部品実装ロボット
- 11. 電子計算機又はその部分品
- 12. 伝送通信装置又はその部分品
- 13. フェーズドアレーアンテナ
- 14. 通信妨害装置又はその部分品
- 15. 電波その他の電磁波を発信することなく、電波 その他の電磁波の干渉を観測することにより位 置を探知することができる装置
- 16. 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又 は光検出器を用いた装置

品目

- 17. センサー用の光ファイバー
- 18. レーザー発振器又はその部分品
- 19. 磁力計、水中電場センサー若しくは磁場勾(こう)配計又はこれらの部分品
- 20. 重力計
- 21. レーダー又はその部分品
- 22. 加速度計又はその部分品
- 23. ジャイロスコープ又はその部分品
- 24. 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置又はこれらの部分品
- 25. ジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星 の自動追跡により位置若しくは針路を測定する ことができる装置、衛星航法システムからの電 波受信装置若しくはその部分品又は航空機用の 高度計
- 26. 水中用のカメラ又はその附属装置
- 27. 大気から遮断された状態で使用することができ る動力装置
- 28. 開放回路式の自給式潜水用具又はその部分品
- 29. ガスタービンエンジン又はその部分品
- 30. ロケット推進装置又はその部分品
- 31. 29 若しくは30 に掲げるものの製造用の装置又は その部分品
- 32. 航空機又はその部分品
- 33. ロケット若しくは航空機の開発若しくは試験に 用いることができる振動試験装置、風洞、環境 試験装置又はこれらの部分品
- 34. フラッシュ放電型のエックス線装置

太学での確認手順

(別紙様式2)

安全保障輸出管理チェックリスト

名古屋工業大学

ペートの確認 (「輸出管理の事前チェック表」における、							
需要者についての確認)	裏面	チェック日:	平成 年	月日	チェック者:		(1)
※3確認結果に基づき、この部分をチェックする	 用途の確認(非ホワイト国等、キャッチオー 	ル規制対応)			*全ての項目を チ	・・エックして下さ	さい
2. 需要者の確認(非ホワイト国等、キャッチオール規制対応) *全ての項目をチェックして下さい					□ はい	□ いいえ□ いいえ	
① 需要者が大量破壊兵器等の開発等に関与の懸念ある企業・機関等として「外国ユーされている	ーザーリスト」に掲載	□ はい [] いいえ			di\	
	meti.go.jp/policy/anpo/index.html					はい	□ いいえ□ いいえ
② 提供技術又は輸出貨物の仕向地が国連武器禁輸国・地域等の輸出管理懸念国で (イラン、イラク、北朝鮮、アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、エリトリン リビア、ソマリア、スーダン)		□ はい [] いいえ	委託を受けて		はいa~dをチェック	\\ \chi \chi \chi \chi \chi \chi \chi \chi
③ 需要者が大量破壊兵器等に開発等を過去に行っていた,又は現在行っている		□ はい [] いいえ				
④ 需要者が軍又は国防に関する事務を行う行政機関である		□ はい [] いいえ				
⑤ 需要者が専ら軍需物資を研究,開発又は製造を行っている		□ はい [] いいえ	クを付す)		はい	□ いいえ□ いいえ
⑥ 需要者に関して、その他の輸出管理上の懸念があるか。 (はいの場合は該当項目□ a. 相手方に関する詳細な情報がない。又は情報提供を拒否された。	lにOを付す)	□はい [a~cをチェック] いいえ	, , , ,		a~dをチェック	
□ b. 要望された技術又は貨物が相手方にとって必要と思われない。)			
□ c. その他()			Pro			
	2. 需要者の確認(非ホワイト国等、キャッチオ				*全ての項目をチ	・ エックして下さ	žľ.
	① 需要者が大量破壊兵器等の開発等に関与の懸念ある企業・機関等として「外国ユーザーリスト」に されている (経済産業省HP掲載の外国ユーザーリスト参照 URLは右) http://www.meti.go.jo/policy.				dex.html	□ はい	่ □ เท่่
	② 提供技術スは輸出貨物の仕向地が国連武器禁輸国・地域等の輸出管理懸念国である (イラン、パラク、北朝鮮、アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、エリトリア、レバノン リビア ソマリア、スーダン)			ン、		□(th)	□ いいえ
③ 需要者が大量破壊兵器等に開発等を過去に行っていた。又は現在行っている					<u> </u>	□ เบา	
④ 需要者が軍又は国防に関する事務を行う行政機関である					ן du	□ いいえ	

⑤ 需要者が専ら軍需物資を研究、開発又は製造を行っている

□ c. その他(

□ a. 相手方に関する詳細な情報がない。又は情報提供を拒否された。

□ b. 要望された技術又は貨物が相手方にとって必要と思われない。

⑥ 需要者に関して その他の輸出管理上の懸念があるか。(はいの場合は該当項目に〇を付す)

はい

□はい

a~cをチェック

□ いいえ

□ いいえ

輸出管理における名工大の現状とお願い事項

- 1. 技術提供や貨物輸出する(以下の場面が発生する)前に、輸出管理の確認を行って下さい。
 - ①留学生・外国人研究者の受入、②海外の大学や企業との共同研究、③研究用資機材などの持ち出し
 - ④施設見学. ⑤国際会議・展示会などへの出席. ⑥海外の大学との情報交換
 - ※事後確認で、許可必要となった場合は、法令違反となります

平成28年度 提出された輸出管理の事前チェック表では、総数192件の内、28件(15%)が事後となりました。

2. 輸出管理の確認の目的は、「違法な輸出を避け、予期せぬ形で制裁を受けることを防止する」 ことであることを認識して下さい。(「輸出管理の事前チェック表」を作成したらOKではない)

「輸出管理の事前チェック表」は、経済産業省などが行う「立ち入り調査(内部ルールの実施状況調査)」や「事後審査(嫌疑をかけられた時の調査)」の際に説明をする為の書類となります。

※輸出管理の事前チェック表が不備の場合は、警告や行政処分が実施される可能性があります <目的を理解した上で、正しく作成して下さい>

平成28年度 提出された輸出管理の事前チェック表の内、産学官連携室より問合せした案件は45件(総数比 23%)でした。

3. 相手が「ホワイト国」であれば、すべて問題ないと思わないで下さい。

リスト規制に「該当」する場合は、すべての国・地域が経済産業大臣の許可の対象となります。 ホワイト国であっても、用途が「大量破壊兵器の開発等や軍事」の場合は、包括許可が失効となります。

- ※「ホワイト国」であっても、規制リストの確認及び用途の確認は重要です
- 4. 安易に「公知の技術」のみの提供と判断しないで下さい。

「いままで誰も知らないことを明らかにしていく」のが研究と考えた場合、公知の技術のみ提供のケースは限定されるのではないかと思います。

※公知の内容が主であっても、それ以外の情報が含まれる場合は、「公知の技術」のみの提供にはなりません

平成28年度、「公知の技術」のみ提供と判断された件数は、前年より42件増加(総数比+24%)し、**70件**(総数比 **37%**) となりました。

輸出管理における名工大の現状とお願い事項

5. 旅行簿ワークフローの「海外への技術提供、貨物持出」欄を安易に「なし」としないで下さい。

用務に「講演」、「発表」、「打合せ」、「討論」、「指導」、「講義」がある場合は、技術提供「あり」になります。 身の回り品以外(個人使用のPC,携帯電話は除く)の持ち出しがある場合は、貨物持出「あり」になります。

※「輸出管理の事前チェック表」提出不要=技術提供、貨物持出「なし」ではありません

平成28年度、海外出張総数 812件の内、海外への技術提供、貨物持出「なし」が781件(96%) となりましたが、 産学連携室で確認した結果「なし」対象は、578件(71%) となりました。

6. 国際スピード郵便(EMS)での物品送付も、「輸出」であることを認識して下さい。

輸出管理法令「該当品」や税関評価価格(価値)20万円以上のものは、正規通関手続が必要受け取り側では、輸入時に税金(関税など)が発生します。(FedEx, DHLでの送付でも同じ)

※「国際郵便約款」を守らず依頼して起こった輸送上の問題の責任は、発送依頼人となります

最後に

法令を知らなかった、技術提供が規制対象であると知らなかったなど注意を怠ると、予期せぬところで違反 を犯してしまう可能性があります。

『産学官連携室は、先生方が安心して研究できるようにサポートいたします。

不明な点、或いは判断に迷うことがあれば、お気軽にご相談下さい。

【連絡先・相談窓口】 研究支援課 産学官連携室(電話:052-735-5627 内線:5627)